

記入例

簡易な収入(所得)見込額の申立書
【家計急変者】

申請書(請求書)に添えて必ずご提出ください。

○「住」 **必ず** 内容を確認のうえ、「レ」を記入してください。

① 下記に「レ」を記入してください。

私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した者全てについて記入してください。

世帯番号	1か月の収入⑤	年間収入見込額 D×12 ⑥	非課税相当収入限度額 ⑦
1	記載例① (収入で申請する場合: 裏面は記入不要) ※令和4年1月以降の任意の1か月の収入で申請する場合 収入合計額 A+B+C= [D] 120,000 円 1 人 <input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 <input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除 令和4年1月	1,440,000 円	1,560,000 円
2	収入合計額 A+B+C= [D] 0 円 0 人 <input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 <input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除 令和4年1月	0 円	0 円
3	収入合計額 A+B+C= [D] 円 人 <input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 <input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除 令和4年1月	円	円
1	記載例② (所得で申請する場合: 表裏両面の記入が必須) 収入合計額 A+B+C= [D] 円 1 人 <input type="checkbox"/> 課税 <input checked="" type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 <input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除 令和4年1月	円	円
2	収入合計額 A+B+C= [D] 140,000 円 0 人 <input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告 <input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除 令和4年1月	1,680,000 円	1,560,000 円

(記入上の注意)

- 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届けている人数)
- 「住民税課税状況」欄には、各年度の該当する項目にチェックしてください。
- 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェックしてください。
- 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和4年1月以降の任意の1か月の月を記入してください。
- 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和4年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。
※令和4年度住民税確定後は、令和3年1月から12月の任意の1か月による申請はできません。令和4年度住民税非課税世帯のうち、本給付金の支給を受けていない世帯については、令和4年度住民税非課税世帯に対する給付として、令和4年6月1日時点で住民登録のある市町村から確認書等が送付されます。

給与収入	※給与と収入がある場合にご記入ください。 ※給与と明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- 「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。
(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	100万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	156万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	2,059,999円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,559,999円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	3,059,999円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円

(生活保護基準の級地区分1級地の場合の例)
★各自治体の級別金額に修正してください

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入してください ～

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ)	【収入】 年間収入 見込額	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額	【非課税相当額】 非課税所得 限度額
	氏名		給与所得 控除額	事業収入 等の経費	公的年金等 控除		
1							
2							
3							
5	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	1,680,000	700,000		980,000	1,010,000	

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記して下さい。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ① A×12の額(給与収入分)が162.5万円以下 → 55万円
- ② A×12の額(給与収入分)が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③ A×12の額(給与収入分)が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④ A×12の額(給与収入分)が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分的全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分的全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	45万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	101万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	136万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	171万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	206万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135万円

(生活保護基準の級地区分1級地の場合の例)
★各自治体の級別金額に修正してください

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用